

一般名処方加算および長期収載品の選定療養について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

1. 一般名処方について

当院では、患者様へ処方するお薬を特定のメーカー名（銘柄）ではなく、有効成分の名称で処方する「一般名処方」を行っております。一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、必要な医薬品が提供しやすくなります。

2. 長期収載品の選定療養について後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品（長期収載品）を、患者様のご希望により処方した場合、薬価の差額の2分の1に相当する金額を「選定療養費」として薬局で患者様にご負担いただくこととなります。

- ・対象となるお薬：後発医薬品が市販されてから5年が経過した長期収載品など
- ・負担額：先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当分（※これに消費税が加算されます）

※ただし、医師が「医療上、先発医薬品でなければならない」と判断した場合や、在庫状況等により後発医薬品の提供が困難な場合は選定療養の対象外となります。

ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和8年6月 郡上こどもと地域のクリニック